

春日部市消防団条例の一部を改正する条例

春日部市消防団条例（平成１７年条例第１６４号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(任命) 第３条 消防団長（以下「団長」という。）は、 消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は、 市長の承認を得て <u>団長</u> が次に掲げる資格を有する者のうちから任命する。 (２) 年齢 <u>18歳以上の者</u>	(任命) 第３条 消防団長（以下「団長」という。）は、 消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は、 市長の承認を得て <u>消防団長</u> が次に掲げる資格を有する者のうちから任命する。 (２) 年齢 <u>満18歳以上45歳未満であること。ただし、団長、副団長はこの限りではない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。